

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しに対する
意見募集結果について

- 1 意見募集期間 平成 28 年 11 月 30 日（水）～平成 28 年 12 月 21 日（水）
- 2 告知方法 プレス発表、東京都環境局ホームページへの掲載、
及び水環境課窓口における紙資料配布
- 3 意見提出方法 郵送、ファックス又は電子メールによる
- 4 応募件数 5 件

5 御意見の概要と都の見解

No48 柳瀬川について

No	御意見の概要	都の見解
1	柳瀬川を C 類型に見直すのは、埼玉県が既に C 類型だから、とのことだが、20 年近い水質調査結果から A 類型相当であると思われる。	柳瀬川の C 類型への指定見直しは、東京都による直近の 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の BOD 測定結果及び水域の利用目的により判断したものです。 東京都の水質調査結果では、柳瀬川は平成 24 年度～平成 27 年度は A 類型相当ですが、平成 23 年度が D 類型相当であり、利用目的（水産 3 級）より C 類型と判断したため、水域類型は今回の案で妥当と考えます。 今後とも定期的に水質調査を実施し、適切な対応を行っていきます。

No49 空堀川について

No	御意見の概要	都の見解
2	空堀川の清瀬市側は河畔の林が多く、生き物の多様性が豊かで小中学生の環境学習の場として活用している。 その点からも E 類型というのが気になっていたもので、今回の見直しは大変有難く思う。	空堀川は、東京都による直近の 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の BOD 測定結果が A 類型相当であったため、E 類型から A 類型へ見直します。

No	御意見の概要	都の見解
3	<p>E 類型から A 類型への変更には違和感がある。</p> <p>環境基準点の梅坂橋付近は湧水があり、上流からの連続した流水を表したものでないため、降水時の流れのある状態を観察する必要がある。</p> <p>また、柳瀬川の類型と合せて考慮することが望ましい。</p>	<p>環境基準点は通常、河川の最下流部に設けており、また空堀川は利用目的等で水域を分ける要素がないため、最下流部の梅坂橋を環境基準点に設定し水質監視を行っております。</p> <p>降水時の流れのある状態を観察する必要があるとの御意見ですが、国が定めた水質調査方法（昭和 46 年 9 月 30 日環水管 3 0 号）において、環境基準の適合の判断に用いるデータは、「晴天が続き水質が安定している日のデータ」と定められているため、今回の類型の見直しも晴天時のデータを用いています。</p> <p>また、柳瀬川と空堀川では水源が異なるため、個々に検討する必要があると考えます。</p>

本報告案以外の御意見

No	御意見の概要	都の見解
4	<p>柳瀬川は現在の測定点のみでは、C 類型で安定してしまうと思われるため、水再生センターより上流に測定点を設けていただけないか。</p>	<p>柳瀬川は利用目的等で水域を分ける要素がないため、最下流部の清柳橋（環境基準点）において、水質監視を行っていくのが妥当と考えます。</p>
5	<p>A 類型の見直しの今、日量 1 万 t でもいいので、空堀川に水を流し、A 類型にふさわしい河川にしてほしい。</p>	<p>今回の意見募集は水域類型の指定及び指定見直し（案）に関するものであるため、水量確保に関する御意見は参考として承ります。</p>

